

最大  
2000 万  
円

# 横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金

2019 年度

募集案内

募集期間： 2019 年 4 月 22 日（月）～  
2019 年 6 月 21 日（金）

【問合せ先】

横浜市市民局 オリンピック・パラリンピック推進課

TEL : 045-671-4597 (平日 9:00～17:00)

Email : sh-olypara@city.yokohama.jp

## 目 次

1	概要	1
2	補助金額	1
3	補助対象施設	1
4	補助対象者	1
5	補助対象事業	1
	○望ましい整備の例	2
6	補助対象経費	4
7	スケジュール及び手続きの流れ	4
	① 申請期間・事前相談	4
	② 申請書等の提出	5
	見積りの際の注意事項	6
	③ ヒアリング・現場調査	7
	④ 審査会	7
	⑤ 交付・不交付決定の通知	7
	⑥ 報告書の提出・事業の着手	7
	⑦ 事業完了後の手続きについて	7
8	注意事項	8
	様式記入例	9

## 1 概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機に、横浜を訪れる高齢者、障害者等の安全で快適な宿泊環境を整えるため、**横浜市内の既存の民間宿泊施設**でバリアフリー化を実施する者に対し、その改修に要する費用を予算の範囲内で補助します。

なお、本補助金は、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（以下「補助金規則」という。）及び「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき交付します。

## 2 補助金額

補助対象経費×1/2（上限 **2,000** 万円）

※国や他自治体等の補助制度との併用は可能です。その場合の補助金額は、以下のとおりです。

（補助対象経費－他の補助金）×1/2（上限 2,000 万円）

## 3 補助対象施設

旅館業法第 2 条第 2 項に規定する市内の「**ホテル・旅館（宿泊施設）**」で用途に供する面積が **1,000 m<sup>2</sup>以上の既存施設**。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものを除きます。

## 4 補助対象者

補助対象施設において補助の対象となる事業を自らの負担で実施する者。

ただし、以下に該当する場合は、補助の対象となりません。

- ① 政治的な目的のために結成された法人
- ② 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団経営支配法人等）
- ③ 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- ④ 営業に関して必要な許認可等未取得していないもの
- ⑤ 横浜市に対する賃料・使用料等の滞納があるもの
- ⑥ 民事再生法、会社再生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- ⑦ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- ⑧ その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと市長が判断するもの

## 5 補助対象事業

- ① 既存の車いす使用者用客室または一般客室を「**指定施設整備基準**」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」に基づく「**望ましい整備**」に対応させるための整備。
- ② 上記①の整備に加え、館内の共用部分にある便所を「**指定施設整備基準**」に対応させる整備。さらにその上で「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」に基づく「**望ましい整備**」に対応させるための整備。
- ③ ②の整備の効果をより高め、この補助金の目的を達成するために必要と認められる措置の実施。  
例）トイレの横移動を可能にする措置、床置き式の手すりの設置など備品購入等

※補助対象事業の前提として、客室又は便所までの経路及び同経路上にある出入口が、「**指定施設整備基準**」を満たしていることが必要です。ただし、①～③と同等程度の有益性があると認めるときは、補助対象となる可能性があります。

「指定施設整備基準」及び「望ましい整備」の詳細については、「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]（平成 25 年 10 月）」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル[建築物編]増補版（平成 30 年 12 月）」をご覧ください。

下記 URL からダウンロードできます。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukumachi/seibikijun/shisetsu-sebi/manualkaisei201812.html>

### ○望ましい整備の例

設 備	望 ま し い 設 備
<b>客室</b>	
車いす使用者用客室の設置数	車いす使用者客室を、エレベーターに近接した位置に設置する
	客室が 200 を超える場合、1 パーセント以上車いす使用者用客室を設ける
客室の出入り口	解錠・施錠が音等でわかる工夫をする
客室および便房の出入り口の有効幅員	90cm 以上とする
便房の戸	ドアロックセンサーや屋内信号装置等を設置する
テレビの設置	文字放送や字幕放送受信可能なテレビを設置する
ベッドの高さ	介助者用のベッドを確保する
	ベッドを床に固定することを避ける
スイッチ、コンセントの高さの整備	鍵を上下 2 か所に設ける
	客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける
クローゼット、屋内信号装置の整備	ポータブル屋内信号装置を設置する
<b>浴槽・シャワー室・更衣室</b>	
滑りにくい仕上げ	可能な限り排水勾配を緩やかにする
出入り口の構造	出入口の室名表示、案内板の配置・使用を高齢者・障害者が円滑に利用できるものにする
利用設備の適切な配置と構造	手すりを洗い場等に対し、水平と垂直に設ける
	洗面器、棚、シャワーチェアなどの付帯設備について、車いす使用者が利用しやすいよう配置する
	洗い場に移譲するタイプのシャワーブースを設ける場合、洗い場の高さを車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする
	脱衣室・更衣室の脱衣ベンチの高さも車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする
	共同浴室の浴槽内に階段を設けるなどの配慮をする
円滑にできる構造	より広いスペースを確保する
浴槽の構造	個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さと同程度（40-45cm）とする

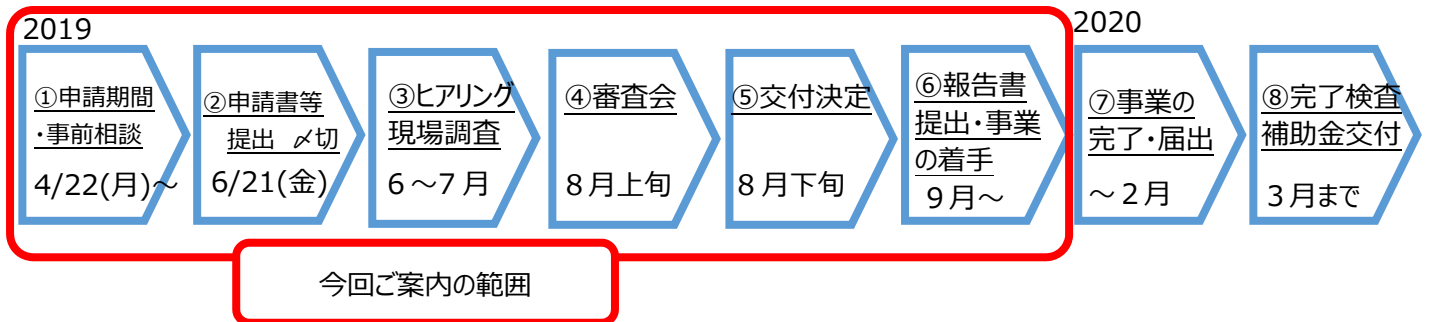
便所	
全ての便所に関する基準	戸の有効幅員や十分な空間を確保した便房を設ける
車いす使用者便房及びオストメイト用便房に関する基準	車いす使用者便房を複数設ける場合、少なくとも1以上の男女共用できる位置に設ける
	男女が共用できる位置に設けた車いす使用者便房には大きめのシートを設ける
ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準	ベビーベッド及びベビーチェアを車いす使用者用便房以外の便房に設ける
小便器の手すり	便所の入り口から最も近い小便器に設置する
その他の便房	非常用呼び出しボタンを設けるほか、各器具の配置を日本工業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）とする
手すりの構造	その他の便房の手すりをL型手すりとする
	その他の便房の手すりを両側に設ける
戸の構造	その他の便房のドアにドアロックセンサー等を設置する
	ドアのカギを通常的位置と子どもの手の届かない位置の2か所に設置する
	施錠を示す色を赤と青とする
右利きと左利き用の配慮	車いす使用者便房に、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ設ける
戸の構造	自動ドアの閉開ボタンは袖壁から70cm以上離す
	自動ドアの閉開ボタンを袖壁に設置するのを避け、操作の支障がない位置に設ける
便房の戸の外側の構造	直径150cm以上のスペースを確保する
便器の洗浄ボタン	光感知式の場合、洗浄ボタン式を併設する
	ボタンに展示、浮彫文字、触覚記号等による表示を行う
腰掛便座の高さ	温水洗浄便座の設置
JIS規格	各設備を、日本工業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）のとおりとする
	洗浄ボタンの形状を丸型（○）にする。緊急呼び出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状（四角形（□）又は三角形（△））にする
温水シャワー	オストメイト対応設備に温水シャワーを設置する
	全身を映すことができる姿水鏡を設ける
水洗器具	オストメイト対応設備は建築物の区分ごとに1以上設ける
紙巻き器・汚物入れ	汚物入れを蓋付きの構造とする
棚とフック	フックを2か所に設置する。高さは130cmと170cm程度にする
ベビーベッド	ベビーベッドの付近に荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保する
	ベビーベッド及びベビーチェアを車いす使用者用便房以外の便房に設ける
ベビーチェア	ベビーチェアを設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設ける
	ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごとに入れるように配慮する

## 6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業にかかる以下の費用のうち、必要かつ相当と認めるものとします

- ① 施設改修工事
- ② 設計及び施工監理委託経費
- ③ その他必要と認める経費

## 7 スケジュール及び手続きの流れ



※③以降のスケジュールは変更する場合があります。その場合は申請者に、別途御案内します。

### ① 申請期間・事前相談

【申請期間及び事前相談の期間】

**2019年4月22日(月)～2019年6月21日(金)17時**

申請期間に書類の書き方や申請方法等の相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

※お越しいただく際は、必ず事前に連絡をお願いします。

【申請先及び事前相談先】

横浜市市民局オリンピック・パラリンピック推進課 バリアフリー化担当

〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-2 スカーフ会館ビル 6 階

TEL:045-671-4597 FAX:045-664-1588

Email: sh-olypara@city.yokohama.jp

## ② 申請書等の提出

以下の書類を **6月21日(金) 17時まで**にご提出ください。

### 【必要書類】

チェック	必要書類
<b>【補助対象者等確認書類】</b>	
<input type="checkbox"/>	社歴書（法人の場合）※様式は任意。会社の概要がわかるパンフレット、会社案内、組織図等でも可。 経歴書（個人事業主の場合）
<input type="checkbox"/>	登記簿謄本（法人の場合） 住民票（個人事業主の場合） ※申請日以前3箇月以内に発行したもの。
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 ※申請日以前3箇月以内に発行したもの。
<input type="checkbox"/>	直近1年分の納税証明書（法人税<その1>又は事業税（法人の場合）） 直近1年分の納税証明書（所得税<その1>又は事業税（個人事業主の場合））
<input type="checkbox"/>	直近3か年分の決算報告書の写し（貸借対照表、損益計算書等）（法人の場合） 直近3か年分の税務署による收受印を確認できる税務申告書類の写し（個人事業主の場合）
<input type="checkbox"/>	旅館業営業許可書の写し
<input type="checkbox"/>	建物の登記事項証明書（全部事項証明書の写し）
<input type="checkbox"/>	確認済証の写し ※台帳記載事項証明書でも可。
<input type="checkbox"/>	検査済証<建築基準法第7条の2第5項>の写し ※台帳記載事項証明書でも可。
<input type="checkbox"/>	宿泊者向けパンフレット等
<b>【補助対象事業確認書類】</b>	
<input type="checkbox"/>	横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	事業計画書・誓約書、同意書（別紙1）
<input type="checkbox"/>	「移動等円滑化経路」及び「出入り口」状況報告書（別紙2）
<input type="checkbox"/>	申請事業内容説明書（別紙3）
<input type="checkbox"/>	代替措置記入表（別紙4）※代替措置をする場合のみ提出
<input type="checkbox"/>	見積書の写し ※P6.「見積りの際の注意事項」参照
<input type="checkbox"/>	仕様書 ※工事仕様書、カタログ等、仕様が分かる資料を添付してください。
<input type="checkbox"/>	工事工程表の写し ※改修工事をする場合
<input type="checkbox"/>	補助対象箇所の整備前の平面図・展開図、写真等 ※縮尺及び手すり等の補助設備配置を明記してください。
<input type="checkbox"/>	補助対象箇所の整備計画の平面図・展開図 ※縮尺及び手すり等の補助設備の配置を明記してください。
<input type="checkbox"/>	道等から改修を行う客室又は便所までの移動等円滑化経路及び同経路上にある出入口が指定施設整備基準に適合していることがわかる図面及び写真等

※必要に応じて、上記のほかに書類を求めることがあります。

※様式の記入方法は、P.9様式記入例を参照してください。

## 見積りの際の注意事項

横浜市が支出する助成金は、主に市税を原資としており、市内事業者（※）の下支えにも役立てるため、「市内事業者に発注する助成事業者に助成を行う」ことを原則としています。よって、補助対象となる事業費として計上する経費については、原則として市内事業者に発注してください。

（※）市内事業者とは、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所（支店や営業所は含まない）の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に記載されていない団体をいいます。

URL : <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

（1）補助対象となる事業費の正当性を確認するため、次のとおり見積合せ等を行ってください。

「**1 件（1 契約）100 万円以上 1,000 万円未満の場合**」

市内事業者 2 者以上の見積合せを行ってください。

「**1 件（1 契約）1,000 万円以上の場合**」

市内事業者 3 者以上の見積合せ又は 5 者以上の指名競争入札を行ってください。

※市内事業者による入札又は規定の数の見積書を徴収することができない場合は、市外事業者を含めた規定の数の見積書を徴収する必要があります。

※規定の数の見積書を市内事業者から徴収できない理由が次の①～④に該当する場合は、補助対象となる事業費として認められる場合があります。その際にご相談ください。

①市内事業者で取扱いがない場合

②取扱いのある市内事業者数が見積書規定数に満たない場合

③特殊な技術や、知識や経験が必要とされ、実績のある市内事業者がない場合

④特殊な物品で購入先が特定され、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

※ 商習慣上の理由や、継続取引先である事業者という理由だけでは認められません

（2）複数から見積書を徴収するときは、比較がしやすいよう見積項目は共通にしてください。

（3）見積書、請求書、領収書等は、発行元（事業所名・代表者名等）が同一としてください。

（4）補助対象経費と補助対象外経費が同一の契約に含まれる場合は、明確に区別して記載された見積書を徴収してください。

（5）見積書に記載の内容について不明な点がある場合は、申請者又は発注先事業者へ問い合わせをすることがあります。

（6）見積書に虚偽の記載がある場合や、不正と認められる行為が判明した場合は、補助金の交付対象となりません。交付決定後に判明した場合は、交付決定が取り消され、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

（7）補助金等を受けようとするものと役員が重複する事業者及び資本関係がある事業者から徴収した見積書は、補助対象の経費として認められません。



### ③ ヒアリング・現場調査

必要に応じて、市から申請者に対してヒアリングや現場調査をします。(6月下旬～7月)

### ④ 審査会

8月上旬に、交付・不交付の決定にあたり、有識者等の意見を聞いた上で以下の事項について審査をします。

- (1) 資格審査
  - ア 補助金交付対象者であること。
  - イ 補助金交付の必要性があり、十分な効果が期待できること。
- (2) 経理審査
  - ア 自己資金の調達能力が十分であること。
  - イ 企業経営内容が堅実であること。
- (3) 事業審査
  - ア 補助対象事業に必要な経費であること。
  - イ 事業効果が期待できる事業計画であること。
  - ウ スケジュールが無理なく組まれていること。
- (4) その他必要と認める項目

### ⑤ 交付・不交付決定の通知

8月下旬に交付・不交付の結果を申請者に通知し、ホームページ上において公表します。

### ⑥ 報告書の提出・事業の着手

交付決定通知を受け、事業に着手するときは、「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金事業報告書(第4号様式)」を提出してください。

### ⑦ 事業完了後の手続きについて

事業完了後の手続きについては別途、ご案内します。

## 8 注意事項

○交付申請書類の内容に変更があった場合（他の補助制度の補助金額に変更があった場合含む）は、速やかに「横浜市宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金に係る事業（変更・中止）申請書（第5号様式）」を提出してください。

○補助金で整備したものは、財産処分制限期間があります。その期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、財産処分制限期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはいけません。また、申請書類や領収書などの関係書類は、10年間保管しなければなりません。

○次のいずれかに該当することが分かった場合は、交付決定を取り消します。補助金の交付を受けている場合は補助金の全部又は一部に加算金を加えて返還していただきます。

- ・虚偽の申請や報告又は不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- ・他の用途へ使用したとき
- ・補助金の交付条件に違反したとき
- ・補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき
- ・交付決定されない場合の要件に該当することとなったとき

○補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいものは、補助対象経費から除外します。